

埼玉県共助社会づくり推進委員会 設置要綱

(趣旨)

第1条 埼玉県の共助社会づくりを推進するとともに、埼玉県特定非営利活動促進基金を活用して行う助成事業の円滑な実施を図るため、埼玉県共助社会づくり推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事項について意見を述べる。

- (1) 共助社会づくりの推進に係る諸施策
- (2) 埼玉県特定非営利活動促進基金を財源として行う助成事業

(組織)

第3条 委員会は、委員5人をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次のうちから県民生活部長が選任する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 共助（NPO）活動実践者
- (3) 企業関係者
- (4) 協働事業実践者
- (5) 共助社会づくり課長

2 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長1人、副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が召集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(会議の公開)

第7条 委員会の会議は、公開とする。ただし、書類審査及びプレゼンテーション審査における選考過程については非公開とする。

2 その他、会議の公開に関する事項は別に定める。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、共助社会づくり課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年2月12日から施行する。
- 2 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 3 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 4 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 5 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 6 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。